

発議第 3 号

松阪市議会委員会条例の一部改正について

松阪市議会委員会条例（平成 17 年松阪市条例第 297 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 3 月 24 日 提出

松阪市議会議員	水	谷	晴	夫
	濱	口	高	志
	植	松	泰	之
	中	村	良	子
	山	本		節
	大	平		勇
	永	作	邦	夫
	今	井	一	久
	田	中		力

松阪市議会委員会条例の一部を改正する条例

松阪市議会委員会条例（平成 17 年松阪市条例第 297 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「総務生活委員会」を「総務企画委員会」に改め、同号ア中「市政戦略部」を「秘書室」に改め、同号キを同号クとし、同号カ中「出納室」を「会計管理室」に改め、同号中カをキとし、オをカとし、エを削り、ウをオとし、イをエとし、アの次に次のように加える。

イ 危機管理室の所管に属する事項

ウ 経営企画部の所管に属する事項

第 2 条第 2 項第 2 号ア中「環境部」を「環境生活部」に改め、同号イ中「保健部」を「健康ほけん部」に改め、同項第 3 号イ中「農林水産部」を「産業経済部」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、同項第 4 号ア中「建設部」を「都市整備部」に改め、同号中イを削り、ウをイとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の松阪市議会委員会条例の規定による次の表の左欄に掲げる常任委員会（以下「旧常任委員会」という。）の委員（委員長及び副委員長を含む。以下同じ。）である者は、

それぞれこの条例による改正後の松阪市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による同表の右欄に掲げる常任委員会の委員となるものとし、その任期は、旧常任委員会の委員の残任期間とする。

総務生活委員会	総務企画委員会
環境福祉委員会	環境福祉委員会
文教経済委員会	文教経済委員会
建設水道委員会	建設水道委員会

- 3 この条例の施行の際現に旧常任委員会において審査又は調査を継続している事件については、改正後の条例第2条第2項の規定により当該事件を所管する常任委員会に引き継ぐものとする。